

## 戸田市立児童センターこどもの国維持管理区分の基準について

戸田市立児童センターこどもの国の維持管理区分については、原則、以下の基準によるものとします。(別紙「維持管理区分表」「按分表」参照)

- 1 対象施設が1か所のものについては、当該施設において実施・費用負担する。
- 2 対象施設が複数に及ぶものについては、
  - ① 「区分可否」が「○」のものは、対象施設ごとに個別で実施・費用負担する。
  - ② 「区分可否」が「×」のものは、児童センターにおいて一括で実施し、対象施設で費用を按分する。按分については面積按分とする。

※ 表に記載のない設備等についても、同様の考え方によるものとします。

ただし、より効果的・効率的な方法がある場合は、それに基づき提案して下さい。

指定管理者候補の選定及び内定後、市・各事業者と協議の上、仮協定、協定の締結をします。

●維持管理区分表

項番	項目	内容	対象施設			区分可否
			① 児童セ ンター	② 学童	③ 保育 園	
1	エレベーター	法定点検 (※)	○	○	○	×
2		メンテナンス保守点検 (※)	○	○	○	×
3	消火器	製造年月日から3年で定期点検 (※)	○	○	○	×
4	自然排煙設備	防火管理者による3年に1回消防に報告義務 (※)	○	○		×
5	緑化灌水システム	定期点検	○			
6	プール・スライダー	開場前(夏場オープン前)保守点検	○			
7	自動ドア設備	定期点検	○			
8	排煙オペレーター	防火管理者による定期点検	○	○		×
9		メーカー点検	○	○		×
10	せせらぎ	汚泥排水、掃除、消毒、整備	○			
11		自動制御装置設備	○			
12	恐竜	定期点検	○			
13	屋外遊具	定期点検	○			
14	非常用自家発電機	建築基準法 (※)	○			
15		消防法 機器点検 (※)	○	○	○	×
16		消防法 総合点検 (※)	○	○	○	×
17	キュービクル(自家用工作物)	法令定期点検 (※)	○			
18	非常放送設備	法令 (※)	○	○	○	×
19	自動火災報知	法令 (※)	○	○	○	×
20	分電盤・操作盤	内部開閉器等の点検	○	○	○	×
21		計器・保護継電器の点検	○	○	○	×
22	照明器具	外部精密点検	○	○	○	○
23		器具清掃	○	○	○	○
24	電灯・動力幹線	開閉器接触部精密点検	○	○	○	×
25	放送アンプインターホン	主装置の作動精密点検	○	○	○	×
26		端末機器の動作精密点検	○	○	○	×
27	入退室管理設備	定期点検	○	○	○	×
28	各設備共通	各端子締付点検	○	○	○	×
29		絶縁抵抗測定	○	○	○	×
30		接地抵抗測定	○	○	○	×
31		外観点検	○	○	○	×
32		配線・コード・挿入部点検	○	○	○	×
33		清掃	○	○	○	×
34	接地	高圧設置測定点検	○			
35	重油タンクオイルサービスタンク	油面計及びフロートスイッチの整備	○			
36		槽の外部塗装	○			
37	自動制御機器	作動確認	○	○	○	×
38		シーズンインオン・オフ設定条件の切り替え	○	○	○	×
39	空気調和装置	各種フィルターの洗浄又は交換	○	○	○	×
40		サーモセットの切替電動弁及び防火ダンパー点検	○	○	○	×
41		自動制御装置の点検、整備	○	○	○	×
42	加湿装置	噴霧ノズル、フラッシングノズルの清掃	○	○	○	×
43	送風機・排風機	軸受摩耗点検、グリース交換	○	○	○	×
44		Vベルト調整	○	○	○	×
45	全熱交換器制気口類	エアフィルターの洗浄又は交換	○	○		○
46		ドレスパン洗浄	○	○		○
47	パッケージ型空調機	ガス漏れ調査	○		○	○
48		エアフィルター調査	○		○	○
49	吹出口、吸込口	掃除及び調整	○	○	○	○
50	配管類	定期的洗浄通管(排水管共)	○	○	○	×

項番	項目	内容	対象施設			区分可否
			① 児童セ ンター	② 学童	③ 保育 園	
51	ポンプ類	フートバルブ点検・整備	○			
52		分解・点検・整備	○			
53	ガス湯沸器	掃除及び調整、整備	○		○	○
54	電気湯沸器	掃除及び調整、整備	○	○		○
55	消火補助水槽	定期点検	○	○	○	×
56		自動制御装置設備	○	○	○	×
57	雨水排水槽	汚泥排水、掃除、消毒	○			
58		自動制御装置設備	○			
59	湧水槽	汚泥排水、掃除、消毒	○			
60		自動制御装置設備	○			
61	雨水中水槽	汚泥排水、掃除、消毒	○			
62		自動制御装置設備	○			
63	オーバーフロー槽	汚泥排水、掃除、消毒	○			
64		自動制御装置設備	○			
65	排水枳	砂出、清掃、消毒	○			
66	大小便器	大便器シスタック及び洗浄管の掃除	○	○	○	○
67	ストレーナー	清掃	○	○	○	○
68	ろ過機	掃除及び調整、整備	○	○	○	○
69	水道使用料		○	○	○	×
70	電気使用料		○	○	○	×
71	ガス使用料		○	○	○	○
72	避難ハッチ	防火管理者による6ヶ月に1回の定期点検(※)		○	○	×
73		防火管理者による1年に1回消防に報告義務(※)		○	○	×

※ 法令に基づく定期検査、保守点検等

●按分表

	① 児童センター	② 学童	③ 保育園
面積	10223.4	455.87	1297.96
按分比率①②③	0.85	0.04	0.11
按分比率①②	0.96	0.04	—
按分比率①③	0.89	—	0.11
按分比率②③	—	0.26	0.74